

日本図書館協会と館種別図書館関係団体の会員の種類と権利モデルの比較

春田 和男
(東京家政大学)

【要旨】

日本図書館協会、全国公共図書館協議会、全国学校図書館協議会、国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会、専門図書館協議会の7団体について、関連する資料、文献や関係者に対する質問の回答結果を基に、会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較を行った。その結果、①日本図書館協会以外の6団体では個人会員制度を設けている団体が少ないこと、②個人会員制度を設けている団体でも、日本図書館協会のように個人会員に対して各団体の組織運営に参画する権利を付与している団体は存在しないこと、③日本図書館協会を除く6団体は、全国公民館連合会、日本博物館協会と同様に施設会員中心モデルで運営されており、個人会員・施設会員共存モデルで運営されている日本図書館協会とは異なっていることが明らかになった。

1. はじめに

(1) 研究の目的

生涯学習において、公民館、図書館、博物館等の生涯学習施設は重要な役割を担っている。これらの施設は、それぞれ、利用者に対するサービスを行っているが、生涯学習施設とそのサービスを振興するには、それだけでは十分ではない。情報交換や研究発表のための機関誌の刊行、現職者の研修、最新の課題に関する調査研究、広報や議会・行政への働きかけなどの事業が必要である。これらの事業を行うために、生涯学習施設やその職員からなる協会が組織されることが多い。日本の生涯学習施設に関する協会としては、全国公民館連合会（以下、全公連という）、日本図書館協会（以下、日図協という）、日本博物館協会（以下、日博協という）が挙げられる。これらの協会が行っている活動は、それぞれの生涯学習施設の振興に大きな影響を与えていると考えられる。

筆者は、日本の図書館分野における代表的な協会として、日図協を取り上げ、個人会員と施設会員の関係は適切かどうか、すべての種類の図書館（以下、図書館の種類のことを館種という）を代表し得ているのかどうかについて研究を進めている。そのため、日図協の事業とそれを支える組織運営、会員制度^{1) 2)}などについて、他の団体とも比較しながら検討している。日図協の会員制度に関しては、1980（昭和55）年の定款改正により、個人会員だけでなく施設会員も役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を持ち、個人会員選出と施設会員選出の役員数の比率がおおむね3:2に設定されている。この個人会員と施設会員の制度上の関係は、日図協に固有の現象なのだろうか、それとも他の団体にも見られるのだろうか。この点を考えるために、①上記の生涯学習施設に関する協会、②米英の全国レベルの図書館協会、③館種別図書館関係団体、④一般職の地方公務員の職種のうち、公的職業資格³⁾が必要な職員に関する公益法人について、会員の種類と権利モデルの現状を

分析し比較を行う。権利とは、役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権のことである。比較にあたっては、『公益法人白書』のデータを基に考えた公益法人における会員の権利モデルを準用する⁴⁾。個人会員のみが権利を持つ団体を「個人会員中心モデル」、施設会員のみが権利を持つ団体を「施設会員中心モデル」、個人会員と施設会員がともに権利を持つ団体を「個人会員・施設会員共存モデル」と呼び、各団体が3つのモデルのどれに該当するかを検討する。

上記のうち、①と②に関しては、既発表論文で、全公連と日博協は施設会員中心モデル、米国図書館協会（以下、ALA という）と英国図書館・情報専門家協会（以下、CILIP という）は個人会員中心モデルで運営されており、個人会員・施設会員共存モデルで運営されている日図協とは異なっていることを明らかにした^{5) 6)}。本稿の目的は、日図協と③の館種別図書館関係団体について、会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較を行うことにある。館種は、一般には、公共図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館、国立図書館、その他に分けられる⁷⁾。このうち、国立図書館は別格として、その他を除く4つの館種を代表する団体としては、全国公共図書館協議会（以下、全公図という）、全国学校図書館協議会（以下、全国SLA という）、国立大学図書館協会（以下、国大図協という）、公立大学協会図書館協議会（以下、公大図協という）、私立大学図書館協会（以下、私大図協という）、専門図書館協議会（以下、専図協という）が挙げられる。本稿では、日図協とこれらの団体について、会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較を行う。これまで、日本図書館情報学会研究委員会が各団体の組織の概要⁸⁾について論じているが、この7団体の会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較した研究は見られない。

(2) 研究の方法

まず、日図協、全公図、全国SLA、国大図協、公大図協、私大図協、専図協に関する資料や文献、関係者への問い合わせの回答結果を基に、この7団体が会員の種類をどう定め、会員にどのような権利を付与しているかを明らかにする。次に、この7団体が上記の権利モデルのどれに該当するかについて検討し比較を行う。さらに、既発表論文で取り上げた、全公連、日博協、ALA、CILIPを含めて、中間的な考察も行う。

本稿で用いる資料や文献は次のとおりである。日図協に関する文献には、筆者による既発表論文⁹⁾があり、これを適宜用いる。全公図に関する資料には、ホームページ掲載資料¹⁰⁾があり、規約や事業概要が含まれている。全国SLAに関する資料には、『学校図書館50年史年表』¹¹⁾、『学校図書館五〇年史』¹²⁾、機関誌『学校図書館』、『学校図書館速報版』、内部資料¹³⁾、ホームページ掲載資料¹⁴⁾があり、歴史、規則・定款、会員の種類、事業計画・報告、社団法人への移行に関する記事が含まれている。国大図協に関する資料には、『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌：資料集』¹⁵⁾、『今後における「国立大学図書館協議会のあり方」について：最終報告』¹⁶⁾、ホームページ掲載資料¹⁷⁾があり、歴史や会則が含まれている。公大図協に関する資料には、ホームページ掲載資料¹⁸⁾があり、歴史や内規が含まれている。私大図協に関する資料には、『私立大学図書館協会史』¹⁹⁾、『私立大学図書館協会50年史』²⁰⁾、機関誌『私立大学図書館協会会報』、ホームページ掲載資料²¹⁾があり、歴史、総会の記録、会則が含まれている。このほか、小野則秋²²⁾と阪田蓉子²³⁾による歴史研究がある。専図協に関する資料には、『びぶろす』^{24) 25)}、『専図協三十年の歩み』²⁶⁾、機

関誌『専門図書館』²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾³⁰⁾³¹⁾³²⁾、ホームページ掲載資料³³⁾があり、歴史や定款が含まれている。上記の7団体すべてに関わる文献では、既述の日本図書館情報学会研究委員会による先行研究³⁴⁾を参考にする。さらに、上記の資料や文献で不明な点については、団体への訪問、電話、メールにより、関係者に対する問い合わせを行う。

(3)論文の構成

本稿は4章からなる。第1章では、研究の背景、研究の目的、先行研究、研究の方法、論文の構成について論じた。第2章では、7団体の会員の種類と権利モデルの現状分析を行う。第3章では結論を述べる。第4章では、本稿のまとめと今後の課題について述べる。

2. 会員の種類と権利モデルの現状分析

(1)日図協

日図協は1892(明治25)年に設立された文部科学省所管の社団法人で、その目的はすべての図書館関係者と図書館施設の連絡、提携のもとに、図書館事業の進歩発展を図ることである(定款第3条)。会員は、主に個人会員と施設会員からなる。個人会員は日図協の趣旨に賛同する個人、施設会員は図書館、学校、公民館図書部、読書会またはこれらの施設を有する法人、その他の団体である(定款第7条)。会員数は、2009年6月1日現在、個人会員が4,541名、施設会員が2,442機関である³⁵⁾。

日図協では、個人会員・施設会員ともに、社団法人の意思決定機関のひとつである総会の構成員として議決権を行使することができる(定款第25条(1))。また、両会員とも役員の選挙権と被選挙権を有している。ここで、役員とは評議員と理事を指す。常務理事は理事に含まれるととらえる。評議員は、評議員会を組織し、定款で決められた事項、定款の変更案、総会に付議すべき事項などを議決する(定款第20条(5)、第31条)。個人会員選出評議員は個人会員による都道府県単位の選挙によって選ばれるのに対し、施設会員選出評議員は館種ごとに選ばれる(評議員選挙規程第2条(1)、第3条(1))。理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議執行する(定款第20条(3))。個人会員選出理事は個人会員選出評議員による選挙によって選ばれるのに対し、施設会員選出理事は施設会員選出評議員と加盟団体選出評議員が館種ごとに定められた定数を選挙することによって選ばれる(理事及び監事選挙規程第6条、第10条、施設会員代表理事選挙施行細則(内規))。

上記の状況は、1980年の定款と役員選挙規程の改正によって、個人会員だけでなく施設会員にも上記の権利が認められたことによるものである。施設会員に上記の権利を認めた背景には、会費の負担と全国図書館大会やその他の集会の負担が大きいことがある。ただし、評議員と理事の数は、個人会員選出が、それぞれ、120～140名、21名以内、施設会員選出が、41名、15名以内である(評議員選挙規程第2条(2)、第3条(1)、理事及び監事選挙規程第1条(2))。役員数では、個人会員よりも施設会員が少ない。これは、個人会員選出と施設会員選出の役員数の比率をおおむね3:2に定めることにしたためである。3:2という比率の設定は、1980年時点での両会員の会員数から、財政負担率の高い施設会員の権利を保障しつつ、個人会員のウエイトが下がるのを避けようとしたものである。この規程は現在も存続している。

(2) 全公図

全公図は、1967 年設立の全国公立図書館長協議会と 1962 年設立の全国図書館協議会連合会が合併し、1970(昭和 45)年に発足した任意団体である³⁶⁾。任意団体とは、権利義務の帰属先となりうる法的地位（法人格）を持たない団体のことである。全公図の目的は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることである（規約第 4 条）³⁷⁾。全公図では、この目的を達成するため、(1)公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究、(2)資料の収集及び情報の交換、(3)関係機関に対する要望などを行うことになっている（規約第 5 条）。なお、全公図は、全公連、日図協、日博協と同様、社会教育団体振興協議会に加盟している。

会員は、全国の公共図書館と図書館法第 14 条に定める図書館協議会からなる（規約第 2 条）。個人会員制度は存在しない。また、国立国会図書館は、客員として、理事会及び総会に出席し意見を述べるができる（国立国会図書館に関する内規）。会員数は 3,091 である³⁸⁾。

(3) 全国 SLA

全国 SLA は、1950(昭和 25)年に設立された文部科学省所管の社団法人である。設立当初は任意団体で、1998 年に社団法人に移行した³⁹⁾⁴⁰⁾⁴¹⁾⁴²⁾⁴³⁾。全国 SLA の目的は、学校図書館及び青少年の読書の振興を図るとともに、各都道府県学校図書館研究団体の活動の推進及び相互の連絡提携を図り、もって、わが国学校教育の発展に寄与することである（定款第 3 条）⁴⁴⁾。全国 SLA では、この目的を達成するため、(1)学校図書館及び青少年の読書の振興のための活動の普及・啓発、(2)学校図書館及び青少年の読書に関する調査研究、(3)各都道府県学校図書館研究団体の活動の推進、(4)学校図書館及び青少年の読書に関する出版物の刊行などを行うことになっている（定款第 4 条）。

会員は、主に正会員と賛助会員からなる。正会員は、(1)この法人の目的に賛同する各都道府県（政令指定都市を含む）学校図書館協議会等の会長を含む 2 名、(2)この法人の目的に賛同する個人及び公益性の高い事業を展開している法人である（定款第 5 条、会員に関する内規第 2 条）⁴⁵⁾。(1)の各都道府県学校図書館研究団体の数は 61 団体である。平成 20 年度の正会員の総数は 144 名である⁴⁶⁾⁴⁷⁾。各都道府県学校図書館研究団体の関係者の数は、上記の説明から 122 名となる。それ以外の正会員数は、正会員の総数 144 名から各都道府県学校図書館研究団体の関係者の数 122 名を引いた数で、22 名である。(2)の正会員のうち、個人の正会員には、会長、事務局長、専従職員、理事に選ばれた大学関係者などが含まれる⁴⁸⁾。これらの者以外の学校図書館関係者が個人の正会員になることはできない。賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人または法人及び法人でない団体で、団体会員、個人会員、機関誌会員、特別会員の 4 種類がある（定款第 5 条、会員に関する内規第 3 条）。

上記のうち、民法上の社員は正会員である（定款第 5 条）。総会の構成員は正会員のみである（定款第 23 条）。総会では、事業計画及び収支予算についての事項、事業報告及び収支決算についての事項、財産目録及び貸借対照表についての事項などを議決する（定款第 26 条）。主な役員には理事があり、総会で選任される（定款第 13 条）。理事は、各都道府県（政令指定都市を含む）学校図書館協議会等から選出される理事 6 名と、この法人の目

的遂行に密接に関連のある公益性の高い法人、大学関係者等及び全国 SLA の事務局から選出される理事 14 名以内からなる（役員選出に関する内規第 2 条、第 3 条）⁴⁹⁾。このうち、1 名が会長、1 名が理事長となる（定款第 11 条）。理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する（定款第 14 条）。

(4) 国大図協

国大図協は 1968(昭和 43)年に設立された任意団体で、その目的は国立大学図書館の緊密な連携と協力により、図書館機能の向上を支援するとともに、広く学術情報資源の相互利用を推進し、学術情報流通基盤の発展に貢献し、もって大学の使命達成に寄与することである（会則第 5 条）⁵⁰⁾。国大図協では、この目的を達成するために、(1) 国立大学図書館の機能向上に関し必要な調査研究、(2) 学術情報資源の共同整備と相互利用の促進、(3) 国立大学図書館職員の資質向上のための事業、(4) 学術情報流通に関する国内外の団体との連携・協力などを行うことになっている（会則第 6 条）。

ここで、「国立大学図書館」とは、大学共同利用機関を含む国立大学と放送大学の附属図書館を指す。このうち、大学共同利用機関の会員は、国立民族学博物館、国際日本文化研究センター、国立情報学研究所、国文学研究資料館である。国大図協はこれらの図書館を会員として組織される（会則第 2 条、別表 1）。会員数は 91 である⁵¹⁾。会員たる国立大学図書館を代表する者は、当該図書館の館長または館長の職務を行う者である（会則第 7 条）。個人会員制度は存在しない。

(5) 公大図協

公大図協は 1955(昭和 30)年に設立された任意団体で、その目的は公立大学図書館相互の連絡ならびに研究にあたり、公立大学の使命達成に寄与することである（内規第 2 条）⁵²⁾。『公立大学協会図書館協議会会報』第 39 号に掲載されている平成 19 年度事業計画（案）によれば、公大図協の活動内容として、総会・役員会の開催、相互協力委員会・HP（ホームページ）委員会の活動、研修会の開催、文部科学省主催大学図書館職員長期研修への職員の派遣、関係会議・団体への委員の派遣、関係諸団体との連絡、連携、交渉等、『会報』『公立大学図書館概要』『平成 18 年度公立大学実態調査表（附属図書館編）（コンピュータ及びネットワーク編）』『平成 19 年度公立大学協会図書館協議会研修会報告書』の編集などが挙げられている⁵³⁾。公大図協の会員は、全国の公立大学からなり、2007 年度現在の会員数は 74 である⁵⁴⁾。個人会員制度は存在しない。

(6) 私大図協

私大図協は 1938(昭和 13)年に設立された任意団体で、その目的は大学図書館の改善発達を図ることである。私大図協では、この目的を達成するために、(1) 大学図書館に関する調査・研究及びその成果の刊行、(2) 研究会・講演会等の開催、(3) 機関誌の刊行、(4) 対外関係活動などの事業を行っている（会則第 6 条）⁵⁵⁾。私大図協の会員は、加盟する私立大学図書館からなる（会則第 2 条）。2008 年度現在の会員数は 514 で、私立大学の約 90%が加盟している⁵⁶⁾。個人会員制度は存在しない。

(7) 専図協

専図協は1952(昭和27)年に設立された任意団体で、その目的は官庁の図書館、地方議会の図書室及び民間企業、各種団体、大学、調査研究機関の図書館等(以下、専門図書館等という)相互間の連絡と、図書館活動の有機的連携を図り、その向上発展に資することである(定款第3条)⁵⁷⁾。専図協では、この目的を達成するために、(1)研修会、セミナー、研究会の開催ならびに他団体が実施する同種事業への参加支援、(2)外国関係諸団体との資料・情報の交換及び連絡、(3)会員相互の資料の貸借及び情報交換、(4)資料の取次及び斡旋、(5)機関誌の発行、(6)関連図書、資料の発行、(7)資料センターの設置などの事業を行うことになっている(定款第4条)。

会員は、正会員、個人会員、賛助会員からなる(定款第6条)。正会員は、専図協の目的に賛同する専門図書館等及びこれらの組織を構成員とする団体で、次の条件を満たす必要がある。その条件とは、(1)調査、参考、情報管理等の活動を行っていること、(2)定款第4条に定める専図協の事業に何らかの貢献ができること、(3)当該業務の責任職員を配置していることである。個人会員は、専図協の目的に賛同し、かつ、専図協の事業に何らかの貢献ができる者である。賛助会員は、専図協の目的に協力し、その達成に協力する機関である(定款第7条)。会員数は、2009年3月31日現在、正会員が488機関、個人会員が28名、賛助会員が25機関である⁵⁸⁾。このうち、個人会員と賛助会員については、専図協のすべての会議において、議決権を有しない。正会員のみが議決権を有している。

3. 結論

日図協の会員は、主に個人会員と施設会員からなり、両会員がともに役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有している。日図協は、個人会員・施設会員共存モデルで運営されていると考えられる。全公図の会員は、全国の公共図書館と図書館法第14条に定める図書館協議会からなり、個人会員制度は存在しない。全公図は、施設会員中心モデルで運営されていると考えられる。全国SLAの会員は、主に正会員と賛助会員からなり、正会員のみが会議の議決権等を有している。正会員全体の85%は各都道府県学校図書館研究団体の会長等であること、個人の正会員は会長、事務局長、専従職員、理事に選ばれた大学関係者など一部の者に限られることから、全国SLAは実質的に、施設会員中心モデルで運営されていると考えられる。国大図協の会員は大学共同利用機関を含む国立大学と放送大学の附属図書館、私大図協の会員は加盟する私立大学図書館、公大図協の会員は全国の公立大学からなり、個人会員制度は存在しない。国大図協、私大図協、公大図協は、施設会員中心モデルで運営されていると考えられる。専図協の会員は、正会員、個人会員、賛助会員からなり、正会員のみが会議の議決権を有している。正会員は、専図協の目的に賛同する専門図書館等及びこれらの組織を構成員とする団体である。専図協は、施設会員中心モデルで運営されていると考えられる。

以上から、日図協と本稿で取り上げた館種別図書館関係団体の違いとして次の点が挙げられる。第一は、個人のみを対象とした会員区分の有無である。日図協には個人のみを対象とした会員区分があるが、全公図、国大図協、公大図協、私大図協には、個人のみを対象とした会員区分が存在しない。このように、本稿で取り上げた館種別図書館関係団体では、個人会員制度を設けている団体が少ない。第二は、個人会員の持つ権利である。日図

協の個人会員は役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有しているが、全国 SLA と専図協の個人会員はこれらの権利を有していない。本稿で取り上げた館種別図書館関係団体では、個人会員制度を設けていても、個人会員に対して各団体の組織運営に参画する権利を付与していない。第三は、会員の権利モデルである。日図協は個人会員・施設会員共存モデルで運営されているのに対し、全公図、全国 SLA、国大図協、公大図協、私大図協、専図協はいずれも施設会員中心モデルで運営されている。日図協は、館種別図書館関係団体とは異なるモデルで運営されているといえる。

本稿とこれまでの研究をふまえて、各団体の会員の種類と権利モデルを比較すると次のようになる。会員の種類に関しては、日図協、ALA、CILIP には、個人のみを対象とした会員区分が存在し、個人の会員が各団体の組織運営に参画する権利を有している。ただし、日図協は、図書館に勤務する者とそれ以外の会員で個人会員の区分を行っていない点と、個人会員だけでなく施設会員も役員の選挙権と被選挙権、会議の議決権を有している点で、ALA・CILIP とは異なる。一方、全公連、日博協、全公図、全国 SLA、国大図協、公大図協、私大図協、専図協には、個人のみを対象とした会員区分を設けている団体が少なく、個人の会員が各団体の組織運営に参画する権利を有していない。

第 1 表 会員の権利モデルの比較

個人会員中心モデル	個人会員・施設会員共存モデル	施設会員中心モデル
米国図書館協会 英国図書館・情報専門家協会	日本図書館協会	全国公民館連合会 日本博物館協会 全国公共図書館協議会 全国学校図書館協議会 国立大学図書館協会 公立大学協会図書館協議会 私立大学図書館協会 専門図書館協議会

会員の権利のモデルに関しては、比較すると、第 1 表のようになる。まず、個人会員中心モデルで運営されているのは、ALA と CILIP である。両団体は、個人会員全体の中で図書館員の占める割合が高く、それぞれ、正規の会員になるための会員資格基準を設けている。次に、個人会員中心モデルと正反対の施設会員中心モデルで運営されているのは、全公連、日博協、全公図、全国 SLA、国大図協、公大図協、私大図協、専図協である。公民館・博物館に関する協会と本稿で検討した館種別図書館関係団体は、同様のモデルで運営されているといえる。

最後に、この 2 つのモデルの中間に位置する個人会員・施設会員共存モデルで運営されているのが日図協である。現状では、日図協のように個人会員・施設会員共存モデルで運営している他の団体は見られない。今後、個人会員・施設会員共存モデルで運営される団体がほかにあるのかどうかについて、地方公共団体に直接雇用されている司書と同じ一般職の地方公務員の職種のうち、公的職業資格が必要な職員に関する公益法人との比較を通してさらに検討していきたい。また、日本の生涯学習施設に関する協会と本稿で検討した館種別図書館関係団体に共通していえることは、個人会員中心モデルで運営される団体が存在しないことである。この点についても、今後、上記の種類の団体との比較を通して考

察を深めていきたい。

4. おわりに

本稿では、日図協、全公図、全国 SLA、国大図協、公大図協、私大図協、専図協の 7 団体に関する資料や文献、関係者に対する問い合わせの回答結果を基に、会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較を行った。今後は、日図協と、一般職の地方公務員の職種のうち、公的職業資格が必要な職員に関する公益法人について、会員の種類と権利モデルの現状を分析し比較を行いたい。また、これらの会員の種類の相違が、協会の事業や活動にどのように影響するかについても検討していきたい。

注記・引用文献

- 1) 春田和男「日本図書館協会の会員と役員の構成に関する考察」(『日本図書館情報学会誌』52-3、pp.152-172、2006.9)
- 2) 春田和男「日本図書館協会における個人会員と施設会員の選挙権・被選挙権等に関する考察」(『日本図書館情報学会誌』53-4、pp.216-235、2007.12)
- 3) 教育学者の辻功による研究を基に、公的職業資格を、法律、政令、省令、告示のいずれか、または、複数のこれらの法令によって資格の諸条件が明確に規定されているものと定義する。次の文献を参照。辻功『日本の公的職業資格制度の研究—歴史・現状・未来—』日本図書センター、2000、pp.14-15
- 4) 春田和男「日本図書館協会の会員の種類と権利に関する考察—社会教育関係団体との比較から—」(『日本生涯教育学会論集』28、pp.51-60、2007.7)
- 5) 前掲 4)
- 6) 春田和男「日本図書館協会の会員の種類と権利に関する考察—米英の図書館協会との比較から—」(『日本生涯教育学会論集』29、pp.63-72、2008.9)
- 7) 図書館用語辞典編集委員会編『最新 図書館用語大辞典』柏書房、2004、pp.74-75
- 8) 『図書館情報学研究とその支援体制』日本図書館情報学会研究委員会、1998、86p
- 9) 前掲 1)、2)、4)、6)
- 10) 「全国公共図書館協議会からのお知らせ」(東京都立図書館 <http://www.library.metro.tokyo.jp/15/15800.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 11) 全国学校図書館協議会『学校図書館 50 年史年表』編集委員会編『学校図書館 50 年史年表』全国学校図書館協議会、2001、197p
- 12) 全国学校図書館協議会『学校図書館五〇年史年表』編集委員会編『学校図書館五〇年史』全国学校図書館協議会、2004、575p
- 13) 『定款・諸規程』(内部資料) 全国学校図書館協議会、2004、16p
- 14) 「全国学校図書館協議会」(全国学校図書館協議会 <http://www.j-sla.or.jp/>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 15) 『国立大学図書館協議会第 50 回総会記念誌：資料集』国立大学図書館協議会 50 周年記念事業実行委員会、2003、113p
- 16) 『今後における「国立大学図書館協議会のあり方」について：最終報告』国立大学図書館協議会組織問題検討タスクフォース、2003、31p

- 17) 「国立大学図書館協会」(国立大学図書館協会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/>、2009年6月29日参照)
- 18) 「公立大学協会図書館協議会」(公立大学協会図書館協議会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/pula/index.html>、2009年6月29日参照)
- 19) 私立大学図書館協会史編纂委員会編『私立大学図書館協会史—東京私立大学図書館協議会より第十五回総会まで—』私立大学図書館協会、1956、90p
- 20) 私立大学図書館協会50年史編集委員会編『私立大学図書館協会50年史』私立大学図書館協会、1993、2冊(「本文篇」と「記録篇」に分かれている)
- 21) 「私立大学図書館協会」(私立大学図書館協会 <http://www.jaspul.org/>、2009年6月29日参照)
- 22) 小野則秋「私立大学図書館の歩み—私立大学図書館協会を中心として—」(『図書館界』11-2、pp. 87-90、1959. 8)
- 23) 阪田蓉子「私立大学図書館協会の成立と戦前の私立大学図書館」(『大学図書館研究』22、pp. 117-133、1983. 5)
- 24) 「専門図書館協議会」(『びぶろす』3-6、pp. 6-15、1952. 6)
- 25) 「躍進を期待される専門図書館協議会 昭和34年度事業方針と計画」(『びぶろす』10-7、pp. 10-12、1959. 7)
- 26) 専門図書館協議会30年史編集小委員会『専図協三十年の歩み』専門図書館協議会、1982、2冊(「本篇」と「別冊」に分かれている)
- 27) 前園主計「専門図書館協議会の発展を願って」(『専門図書館』86、pp. 83-85、1981. 10)
- 28) 機関誌編集委員会「専門図書館協議会」について(『専門図書館』129、pp. 1-7、1990. 7)
- 29) 宮川隆泰「専門図書館協議会の将来ビジョン」(『専門図書館』140、pp. 14-34、1992. 9)
- 30) 片岡朋子「これからの専門図書館と専門図書館協議会」(『専門図書館』185、pp. 1-4、2001. 1)
- 31) 鈴木義夫「21世紀の専門図書館協議会の予測される方向性」(『専門図書館』185、pp. 15-17、2001. 1)
- 32) 「専門図書館協議会設立50周年記念号」(『専門図書館』193、pp. 1-132、2002. 5)
- 33) 「専門図書館協議会」(専門図書館協議会 <http://www.jsla.or.jp/>、2009年6月29日参照)
- 34) 前掲8)
- 35) 日本図書館協会の会員数のデータは、同協会の事務局に対する電話での問い合わせ結果による(問い合わせ日：2009年6月29日)。
- 36) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』第3版、丸善、p. 133
- 37) 「全国公共図書館協議会規約」(東京都立図書館 <http://www.library.metro.tokyo.jp/15/pdf/kiyaku.pdf>、2009年6月29日参照)
- 38) 「加盟団体要覧 全国公共図書館協議会」(社会教育団体振興協議会 <http://www.syaikaikyouiku.gr.jp/data/tosyokan.htm>、2009年6月29日参照)
- 39) 「NEWS 98年度事業計画、予算、25期役員など決める 全国SLA、第49回総会終わる」(『学校図書館』573、pp. 10-12、1998. 7)

- 40) 「NEWS 全国 SLA、8 月 2 日に社団法人の設立総会開催」(『学校図書館』574、p. 11、1998. 8)
- 41) 「NEWS 全国 SLA、臨時総会で社団法人設立を承認」(『学校図書館』575、pp. 11-12、1998. 9)
- 42) 「社団法人全国学校図書館協議会が発足 9 月 1 日、文部省から認可される」(『学校図書館速報版』1535、p. 1、1998. 9. 15)
- 43) 「NEWS 全国 SLA、社団法人として正式認可 文部省から許可書が手渡される」(『学校図書館』576、p. 10、1998. 10)
- 44) 「社団法人 全国学校図書館協議会定款」(全国学校図書館協議会 <http://www.j-sla.or.jp/shiryo/s3.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 45) 前掲 13)、p. 16
- 46) 「社団法人全国学校図書館協議会正会員名簿」(全国学校図書館協議会 <http://www.j-sla.or.jp/about/staff.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 47) 「資料 社団法人全国学校図書館協議会 第 22 回総会」(『学校図書館』702、pp. 84-94、2009. 4) p. 84
- 48) 全国学校図書館協議会の学校図書館センターを訪問し、理事長の森田盛行氏から直接得た回答による(訪問日: 2009 年 6 月 19 日)。
- 49) 前掲 13)、p. 16
- 50) 「1. 国立大学図書館協会会則」(国立大学図書館協会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/organization/regulations/bylaws.pdf>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 51) 前掲 17)
- 52) 「公立大学協会図書館協議会内規」(公立大学協会図書館協議会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/pula/naiki.htm>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 53) 「会報 第 39 号(平成 19 年度)」(公立大学協会図書館協議会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/pula/kaiho2008.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 54) 「協議会概要」(公立大学協会図書館協議会 <http://wwwsoc.nii.ac.jp/pula/kyougikai.htm>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 55) 「私立大学図書館協会会則」(私立大学図書館協会 <http://www.jaspul.org/kisoku/kaisoku.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 56) 「私立大学図書館協会の概要」(私立大学図書館協会 <http://www.jaspul.org/gaiyou/index.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 57) 「専門図書館協議会 定款」(専門図書館協議会 <http://www.jsla.or.jp/1/11/11-5.html>、2009 年 6 月 29 日参照)
- 58) 会員数のデータは、専門図書館協議会中央事務局長の名越正信氏からのメールでの回答による(受信日: 2009 年 6 月 29 日)。